

## 社会福祉法人樹の実会 役員等の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人樹の実会（以下、「法人」という。）の定款第21条及び23条の規定に基づき、役員、顧問、相談役（以下、合わせて「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

2 この規程において、常勤役員とは、役員のうち、週平均2日以上、この法人に勤務する者をいう。

3 この規程において、非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。

4 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務の対価として支払われるものである。

### (総額)

第3条 役員等の各年度の交通費を除く報酬の総額は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額の範囲内とする。

- (1) 理 事 1, 000万円
- (2) 監 事 120万円
- (3) 顧 問 1, 000万円
- (4) 相談役 1, 000万円

### (報酬の支給)

第4条 役員等には、その勤務形態に応じて、次の通り報酬を支給する。ただし、報酬については、法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除した後の金額とする。

- (1) 常勤の役員 理事会・監事会への出席1日につき報酬10,000円
- (2) 非常勤の役員 理事会・監事会への出席1日につき報酬10,000円
- (3) 顧問及び相談役 理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、1日につき報酬10,000円とする。

### (交通費の支給)

第5条 役員等には、理事会・監事会等へ出席1日につき自宅から会場までの往復にかかる次のいずれかの額を交通費として支給する。

- (1) 公共交通機関を利用する場合は、発生する運賃額に相当する金額
  - (2) 自動車を利用する場合は、自宅から会場までの往復距離に30円/1kmを乗じた金額及び駐車場利用料金の合計金額
  - (3) 上記(1)(2)以外の場合、会場までの往復距離に30円/1kmを乗じた金額
- 2 顧問及び相談役は、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、社会福祉法人樹の実会通勤・旅費規程に定める交通費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 理事会・監事会等に出席した役員等に対する報酬及び交通費は、理事会・監事会等に出席した都度、通貨で本人へ支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合における顧問及び相談役に対する報酬及び交通費は、当月1日から末日までの分について、翌月20日に支払う。ただし、給与支払日が休日にあたるときは、その直前の休日でない日に支払う。

(常勤の理事の日常職務に対する報酬)

第7条 常勤の理事で、法人の職員として日常職務を行う者に対する当該日常職務に対する報酬は時給1,500円から3,000円の範囲、もしくは月給20,000円から400,000円の範囲とし、交通費は職場までの最短距離に15円/1kmを乗じた金額とする。その具体的金額やその他の手当等は、当該常勤理事と毎年度初日(4月1日)までに締結する委任契約書において定めるものとする。

(適用除外)

第8条 法人の職員を兼務する役員の職員としての業務に対する報酬、給与については、この規程を適用しない。この場合の法人の職員としての報酬等については、社会福祉法人樹の実会就業規則及び職員給与規定を適用し扱うこととする。

(公表)

第9条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年6月16日から施行する。